2026 年 11 月 27 日

株式会社群馬銀行

不祥事件の発生について

このたび、株式会社群馬銀行（頭取　深井 彰彦）におきまして、行員が、虚偽の説明によりお客さまから預かったキャッシュカードを用い、お客さまのご預金を ATM で引き出し着服するという、不祥事件が発生いたしました。

まずもって、多大なご心痛と損害をおかけしたお客さまに、心より深くお詫び申しあげます。また、日頃から当行を信頼しお取引いただいているお客さま、地域の皆さま、株主の皆さまに、ご迷惑とご心配をおかけしておりますことにつきましても、重ねてお詫び申しあげます。

今後二度とこのような事態を生じさせることのなきよう、内部管理態勢の強化および再発防止策の徹底を図り、信頼の回復に全力を尽くしてまいります。

記

１．事件の概要

（１）発生店舗

足利支店兼足利南支店

（２）行為者

足利支店兼足利南支店 25 歳男性行員（懲戒解雇済み）

（３）内容

・行為者は、お客さまに対し、「キャッシュカードの限度額を設定するために、キャッシュカードと預金通帳を預かる必要がある。」と虚偽の説明を行い、キャッシュカードと通帳を預かりました。

・行為者は、2026 年 9 月から同年 10 月にかけ、預かったキャッシュカードを用い、複数回に分けて合計 200 万円のお客さまの預金を ATM で引き出し、着服していました。

・着服した金員は、全てギャンブル資金として費消されました。

（４）被害者数及び被害額

１先、2,000,770 円（うち、ATM 利用手数料 770 円）

（５）発覚の経緯

・当行の定例の内部調査により行為者に不審な点があると認められ、追加調査を行った結果、本件が判明致しました。

２．お客さまへの対応

・お客さまには、事実関係の説明を行うとともに、深くお詫びを申し上げました。また、当行において、速やかに被害額相当額をお客さまに弁償いたしました。

・なお、当行が弁償した金額は、既に行為者の親族より全額弁済を受けております。

３．関係機関への報告等

・発覚後、速やかに監督官庁に報告を行うとともに、警察にも相談しております。

４．人事処分

・行為者につきましては、懲戒解雇処分としました。

・関係者に対しましても、行内規定に基づき厳正な処分を行いました。

・また、経営責任を明確にするため、代表取締役３名（頭取、副頭取２名）が、役員報酬を一部辞退いたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先

お客様サポート室

℡　0120-203041　または

027-252-1111(代表)

報道機関様からのお問い合わせ窓口

総合企画部　広報室　須賀

℡　027-254-7003